

平成24年度災害時協力会社の公募について 〈大規模災害発生時の組織的な支援活動の迅速な確立のため〉

～災害時の応急対策工事等～

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

当事務所では、災害時における建設業者の協力を得るため、一定の参加資格を有する会社を公募し、平成24年度の協定の締結をすることとしました。

応募の期限は平成24年2月14日です。技術資料等説明書は、遠賀川河川事務所工務課で交付いたします。



遠賀川河川事務所は皆様からのご意見、ご質問等を待ちしております！

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
TEL: 0949-22-1830
FAX: 0949-22-2859
メールアドレス: onga@qsr.mlit.go.jp

このトピックスに関する問合せ先

遠賀川河川事務所 工務課

東田 ・ 金田

電話番号: 0949-22-1830(代)

ヒガシダ ・ カネタ

公 告

(遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)
次のとおり公告します。

平成24年 1月31日

国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 基本協定期間

基本協定の区間は、各出張所の管内を基本として設定するものとする。

なお、各出張所の管内における本協定の締結業者は、5～10社程度とする。

(3) 協定期間 平成24年 4月 1日（予定） ～ 平成25年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策・対応工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績、資機材保有等に関する技術資料を希望する出張所管内毎で総合的に評価して選定する評価方式である。

なお、協定期間については、評価結果及び本店の所在地等から遠賀川河川事務所にて決定する。

(5) 基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としないが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度の一般土木工事に係るC等級又はD等級の有資格業者の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225

号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 本店の所在地が遠賀川河川事務所流域市町村にあること。また、希望する基本協定締結区間については、遠賀川河川事務所の各出張所管内に本店の所在地があることとし、表-2のとおりとする。

(表-2) 各出張所管内における該当本店所在地

出張所管内	本店の所在地
飯塚	飯塚市、嘉麻市、桂川町
田川	田川市、糸田町、香春町、大任町、川崎町、添田町、福智町、赤村
中間	北九州市八幡西区、中間市、芦屋町、水巻町、遠賀町、鞍手町、岡垣町、
宮田	直方市、宮若市
直方	直方市、小竹町

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1 (電話 0949-22-1830)

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所

担当：工務課長 東田慎一 (内線311)

工務第二係長 金田剛紀 (内線314)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成24年1月31日(火)から平成24年2月14日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 4階 工務課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成24年1月31日(火)から平成24年2月14日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、業種が一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。
- (3) 洪水時河川巡視については、本協定書に示す単価契約に基づき、実績に応じ原則として毎月毎に精算する。